

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及
び甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和 6 年 6 月 19 日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 6 年法律第 53 号）では、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正が行われ、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）その他の児童福祉関係の基準で、施設の運営等に関する要件として「栄養士」の配置等を求めているところ、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置等した場合についても当該要件を満たすことができるよう、令和 6 年 11 月 29 日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号）が改正されました。

また、令和 7 年 1 月 31 日公布の「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令」により、家庭的保育事業者等の保育内容支援の提供に係る連携施設の確保等に関する見直しが行われたことに基づき、それぞれ上位法令と整合性を図るため、甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

< 第 1 条関係 >

- (1) 家庭的保育事業者等による保育内容支援及び代替え保育の実施に係る連携施設の確保が困難である場合における取り扱いに係る要件等を定めます。

【第 7 条関係】

- (2) 食事の提供の特例において、「栄養士」の配置等を求めている部分について「栄養士又は管理栄養士」に改めることとします。

【第 17 条関係】

- (3) 連携施設の経過措置について、連携施設の確保をしないことができる期間を、施行日から起算して 15 年を経過する日までに改めることとします。

【付則第 3 条関係】

<第 2 条関係>

- (4) 家庭的保育事業者等による保育内容支援及び代替え保育の実施に係る連携施設の確保が困難である場合における取り扱いに係る要件等を定めます。

【第 43 条関係】

- (5) 連携施設に関する経過措置について、連携施設の確保をしないことができる期間を、条例施行日から起算して 15 年を経過する日までに改めることとします。

【付則第 4 条関係】

<付則関係>

- (6) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

【付則関係】

3 その他

全国一律の制度に関する法令改正に伴う所要事項の改正です。